

3 事業者は、前項の評価の記録のうち、令別表第三第一号6に掲げる物又は同表第二号4から6まで、14、19、23の2、24、27の2、29若しくは30に掲げる物に係る評価の記録並びにクロム酸等を製造する作業場及びクロム酸等を鉛石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る評価の記録については、三十年間保存するものとする。

(休憩室)

第三十七条 事業者は、第一類物質又は第二類物質を常時、製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行なう作業場以外の場所に休憩室を設けなければならない。

2 事業者は、前項の休憩室については、同項の物質が粉状である場合は、次の措置を講じなければならない。

一 入口には、水を流し、又は十分湿らせたマットを置く等労働者の足部に付着した物を除去するための設備を設けること。

二 入口には、衣服用ブラシを備えること。

三 床は、真空そうじ機を使用して、又は水洗によって容易にそうじできる構造のものとし、毎日一回以上そうじすること。

3 労働者は、第一項の作業に従事したときは、同項の休憩室にはいる前に、作業衣等に付着した物を除去しなければならない。

(洗浄設備)

第三十八条 事業者は、第一類物質又は第二類物質を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させるときは、洗眼、洗身又はうがいの設備、更衣設備及び洗たくのための設備を設けなければならない。

(喫煙等の禁止)

第三十九条の二 事業者は、第一類物質又は第二類物質を製造し、又は取り扱う作業場で労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければならない。

2 労働者は、前項の作業場で喫煙し、又は飲食してはならない。

(掲示)

第三十九条の三 事業者は、第一類物質（塩素化ビフェニル等を除く。）又は令別表第三第二号4から6まで、8、11、12、14、19、21、23の2、24、26、27の2、29、30若しくは32に掲げる物若しくは別表第一第四号から第六号まで、第八号、第十一号、第十二号、第十四号、第十九号、第二十一号、第二十三号の2、第二十四号、第二十六号、第二十七号の2、第二十九号、第三十号若しくは第三十二号に掲げる物（以下「特別管理物質」と総称する。）を製造し、又は取り扱う作業場（クロム酸等を取り扱う作業場にあっては、クロム酸等を鉛石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限る。次条において同じ。）には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

一 特別管理物質の名称

二 特別管理物質の人体に及ぼす作用

三 特別管理物質の取扱い上の注意事項

四 使用すべき保護具

(塗蒸作業に係る措置)

第三十九条の十八 事業者は、臭化メチル等を用いて行う塗蒸作業に労働者を従事させるとときは、次に定めるところによらなければならない。

一 塗蒸に伴う倉庫、コンテナー、船倉等の塗蒸する場所における空気中のシアノ化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度の測定は、当該倉庫、コンテナー、船倉等の塗蒸する場所の外から行なうことができるようすること。

二 投薬作業は、倉庫、コンテナー、船倉等の塗蒸しようとする場所の外から行うこと。ただし、倉庫塗蒸作業又はコンテナー塗蒸作業を行う場合において、投薬作業を行う労働者に送気マスク、空気呼吸器又は隔壁式防毒マスクを使用したときは、この限りでない。

三 倉庫、コンテナー、船倉等の塗蒸中の場所からの臭化メチル等の漏えいの有無を点検すること。

四 前号の点検を行つた場合において、異常を認めたときは、直ちに目張りの補修その他必要な措置を講ずること。

五 倉庫、コンテナー、船倉等の塗蒸中の場所には、労働者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。ただし、塗蒸の効果を確認する場合において、労働者に送気マスク、空気呼吸器又は隔壁式防毒マスクを使用させ、かつ、監視人を置いたときは、当該労働者を、当該塗蒸中の場所に立ち入らせることができる。

六 倉庫、コンテナー、船倉等の塗蒸中の場所のとびら、ハツチボード等を開放するときは、当該場所から流出する臭化メチル等による労働者の汚染を防止するため、風向を確認する等必要な措置を講ずること。

七 倉庫塗蒸作業又はコンテナー塗蒸作業にあっては、次に定めるところによること。

イヘ一（略）

二 サイロ塗蒸作業にあつては、次に定めるところによること。

イヘ二（略）

十 はしけ塗蒸作業にあつては、次に定めるところによること。

イヘ三（略）

ヘ 塗蒸した場所若しくは当該塗蒸した場所に隣接する居住室等に天幕を外した直後に労働者を立ち入らせる場合又は塗蒸中の場所に隣接する居住室等に労働者を立ち入らせる場合には、あらかじめ、当該倉庫若しくはコンテナーの塗蒸した場所又は当該塗蒸が行われていない場所における空気中のシアノ化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を測定すること。この場合において、当該塗蒸が行われていない場所に係る測定は、当該場所の外から行うこと。

十一 本船塗蒸作業にあつては、次に定めるところによること。

イ・ロ（略）

ハ 塗蒸した船倉若しくは当該塗蒸した船倉に隣接する居住室等にビニルシート等を外した後初めて労働者を立ち入らせる場合又は塗蒸中の船倉に隣接する居住室等に労働者を立ち入らせる場合には、当該船倉又は居住室等における空気中のシアノ化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を測定すること。この場合において、当該居住室等に係る測定は、労働者に送気マスク、空気呼吸器又は隔壁式防毒マスクを使用せることのほか、当該居住室等の外から行うこと。

十二 第七号ニ、第十号ヘ又は前号ハの規定による測定の結果、当該測定に係る場所における空気中のシアノ化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度が、次の表の上欄に掲げる物に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値を超えるときは、当該場所に労働者を立ち入らせないこと。ただし、シアノ化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を当該値以下とするとことが著しく困難な場合であつて当該場所の排気を行う場合において、労働者に送気マスク、空気呼吸器又は隔壁式防毒マスクを使用せ、かつ、監視人を置いたときは、当該労働者を、当該場所に立ち入らせることができる。

物	値
シアノ化水素	3ミリグラム又は3立方センチメートル
臭化メチル	4ミリグラム又は1立方センチメートル
ホルムアルデヒド	0.1ミリグラム又は0.1立方センチメートル

備考 この表の値は、温度二十五度、一気圧の空気一立方メートル当たりに占める当該物の重量又は容積を示す。

2 事業者は、倉庫、コンテナー、船倉等の臭化メチル等を用いて塗蒸した場所若しくは当該場所に隣接する居住室等又は塗蒸中の場所に隣接する居住室等において塗蒸作業以外の作業に労働者を従事させようとするときは、次に定めるところによらなければならない。ただし、労働者が臭化メチル等により汚染されるおそれのないことが明らかなときは、この限りでない。

一 倉庫、コンテナー、船倉等の塗蒸した場所若しくは当該場所に隣接する居住室等又は塗蒸中の場所に隣接する居住室等における空気中のシアノ化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を測定すること。

二 前号の規定による測定の結果、当該測定に係る場所における空気中のシアノ化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度が前項第十二号の表の上欄に掲げる物に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値を超えるときは、当該場所に労働者を立ち入らせないこと。

(健康診断の実施)

第三十九条 事業者は、令第二十二条第一項第三号の業務（石綿等の取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務を除く。）に常時従事する労働者に対し、別表第三の上欄に掲げる業務の区分に応じ、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後同表の中欄に掲げる期間以内ごとに一回、定期に、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

2 事業者は、令第二十二条第二項の業務（石綿等の取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務を除く。）に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し、別表第三の上欄に掲げる業務のうち労働者が常時従事した同項の業務の区分に応じ、同表の中欄に掲げる期間以内ごとに一回、定期に、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

3 事業者は、前項の健康診断（シアノ化カリウム（これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）、シアノ化水素（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）及びシアノ化ナトリウム（これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。））を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に対し行なわれた第一項の健康診断を除く。）の結果、他覚症状が認められる者、自覚症状を訴える者その他の異常の疑いがある者で、医師が必要と認めるものについては、別表第四の上欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

4 令第二十二条第二項第二十四号の厚生労働省令で定める物は、別表第五に掲げる物とする。

(健康診断の結果の記録)

第四十条 事業者は、別表第一第一項から第三項までの健康診断（法第六十六条第五項ただし書の場合において当該労働者が受けた健康診断を含む。次条において「特定化学物質健康診断」という。）の結果に基づき、特定化学物質健康診断個人票（様式第二号）を作成し、これを五年間保存しなければならない。

2 事業者は、特定化学物質健康診断個人票のうち、特別管理物質を製造し、又は取り扱う業務（クロム酸等を取り扱う業務に限る。）に常時従事し、又は従事した労働者に係る特定化学物質健康診断個人票については、これを三十年間保存するものとする。

(健康診断結果の記録)

第四十一条 事業者は、第三十九条第一項から第三項までの健康診断（定期のものに限る。）を行つたときは、遅滞なく、特定化学物質健康診断結果報告書（様式第三号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(緊急診断)

第四十二条 事業者は、特定化学物質が漏えいした場合において、労働者が当該特定化学物質により汚染され、又は当該特定化学物質を吸入したときは、遅滞なく、当該労働者に医師による診察又は処置を受けさせなければならない。

(呼吸用保護具)

第四十三条 事業者は、特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業場には、当該物質のガス、蒸気又は粉じんを吸いすることによる労働者の健康障害を予防するため必要な呼吸用保護具を備えなければならない。

第五十三条 特別管理物質を製造し、又は取り扱う事業者は、事業を廃止しようとするときは、特別管理物質関係記録等報告書（様式第十一号）に次の記録及び特定化学物質健康診断個人票又はこれらの写しを添えて、所轄労働基準監督署長に提出するものとする。

一 第三十六条第三項の測定の記録

二 第三十八条の四の作業の記録

三 第四十条第二項の特定化学物質健康診断個人票

別表第一（第二条、第五条、第三十六条、第三十八条の三関係）

一～二十三（略）

二十三の二 ニツケル化合物（ニツケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。以下同じ。）を含有する製剤その他の物。ただし、ニツケル化合物の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

二十四～二十七（略）

二十七の二 硫素及びその化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。以下同じ。）を含有する製剤その他の物。ただし、砒素又はその化合物の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

二十八～三十六（略）

別表第三（第三十九条関係）

業務	期間	項目
(一)～(二十三)（略）		
(二十四) ニツケル化合物（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	六月	一 業務の経験の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 ニツケル化合物による皮膚、気道等に係る他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 皮膚、気道等に係る他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査

(二十五)～(二十七)（略）

(二十八) 硫素又はその化合物（これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	六月	一 業務の経験の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 硫素又はその化合物による鼻粘膜の異常、呼吸器症状、口内炎、下痢、便秘、体重減少、知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 せき、たん、食欲不振、体重減少、知覚異常等の有無の検査 五 鼻粘膜の異常、鼻中隔穿孔等の鼻腔の所見の有無の検査 六 皮膚炎、色素沈着、色素脱失、角化等の皮膚所見の有無の検査 七 令第二十三条第五号の業務に五年以上従事した経験を有する場合は、エツクス線直接撮影による検査
(二十九)～(三十七)（略）		